



# がん相談支援センターだより



コロナ禍においても正しいがん情報を！



がん治療や新型コロナウイルス感染症に関する情報が、テレビや新聞、インターネットなどからあふれ、不安になる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。判断に役立つ正確な情報を集めることが大切です。他の方と比べず、がん治療に関しては自己判断をせず、患者さんの状態を知っている主治医に相談することが大切です。

国立がん研究センターがん情報サービスganjoho.jpでは、それぞれのがんの解説から療養生活まで様々な情報がインターネットでもご覧いただけます。

また現在は『新型コロナウイルス感染症Q&A～がん患者や家族、周りの人へ～』

[https://ganjoho.jp/public/support/infection/covid19\\_QA.html](https://ganjoho.jp/public/support/infection/covid19_QA.html)も掲載されています。

①がん患者さん向けQ&A ②患者さんと医療従事者向けQ&A ワクチン編

がん関連3学会（日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会）が合同で作成したQ&Aで、悩みや疑問の軽減、ワクチン接種や今後の病気へのとりくみに参考にできる情報が掲載されています。今後も新たな知見、情報をもとに適宜更新される予定とのことです。インターネットでご覧いただけない方には当センターで印刷物をお渡しできますので、お気軽にお声掛けください。

人と会ってお話する機会が制限された日々ですが、不安や心配事について、がん相談支援センターの電話相談を利用することもできます。「話すことで気持ちが楽になった」とのお声もいただいておりますので、一人で抱え込まずお電話ください。

傷病手当金を資格喪失後（退職後）も継続給付するためには？



傷病手当金は、業務外の病気やケガによる療養のために連続3日以上休業し、労務不能である場合、給与の支払いがない日について、休業4日目から最大1年6か月間標準報酬日額の2/3が健康保険から給付される制度です。現在の法律上は、支給開始日から1年6か月間が支給期間となり、途中で出勤した日があっても、支給期間の延長はされません。

資格喪失後(退職後)も継続給付するためには、①退職日当日まで被保険者期間が1年以上継続してある②退職日の前日までに待機期間が完成し、傷病手当金を受給しているか、受給できる状態にある③退職日に出勤していない、という3つの条件を満たしていることが必要です。

①における“被保険者期間”は健康保険法の被保険者であった期間を指し、同じ事業所、同じ保険者である必要はありません。ただし、任意継続被保険者、特別退職被保険者、被扶養者、公務員などの共済組合、国民健康保険、生活保護、無保険だった場合は期間に算定できません。つまり「継続して1年以上」が条件であるため、退職日から過去に1年間遡ったときに転職等をしていても**1日も間が空かずに**健康保険の被保険者であれば、資格喪失後も継続して給付をつけることが可能です。

**お知らせ** 今年度のワーキングサポート（仕事に関する相談・勉強の会）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間開催を見合わせております。当センター主催の今後のイベントは、新型コロナウイルス感染状況の改善の程度を鑑みて開催を決定いたします。なお、開催日程はホームページや院内掲示にてご案内いたします。

日本大学医学部附属板橋病院 がん相談支援センター

東京都板橋区大谷口上町30-1 電話3972-0011（直通）3972-8111（代表）内線3169

相談対応時間 8:30~12:00, 13:00~16:00 予約受付時間 8:30~16:30

掲載記事に関してのご質問等がありましたら、がん相談支援センターまでお問い合わせください。